

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書

平成18年8月3日
社会保険庁

社会保険庁では、国民年金保険料の免除及び猶予に係る今般の不適正な事務処理について、これまで、5月27日に緊急の全国社会保険事務局長会議を開催して調査した結果を、5月29日に第1次調査報告書として公表し、その後の社会保険事務局及び社会保険事務所からの追加の報告も含めて、6月13日に第2次調査報告書を公表した。

これまでの調査は、事務局長及び事務所長が行った調査をとりまとめたものであったが、6月9日から、本庁職員及び全国の地方社会保険監察官からなる調査チームを、全事務局に派遣し、申請書の全件調査及び不適正事案の詳細調査を行った。

そのうち全件調査の結果を7月6日に公表したところであるが、今般、詳細調査の結果及び本庁職員に関する調査の結果、並びに関連するその他の不適正な事務処理に関する調査の結果等について、第3次調査報告書としてとりまとめた。

目次	
I	免除等の不適正事案についての詳細調査等の結果 ページ
1.	不適正事案の件数 2
2.	不適正処理の詳細類型 2
3.	事案発生の経過 8
4.	発案と拡大のプロセス 10
5.	動機及び違法性の認識 14
6.	不適正処理を行わなかった事務局・事務所における認識 . . 15
7.	事務所、事務局及び本庁の対応
A.	事務所における不適正処理の実行形態等 16
B.	事務局の対応 17
C.	本庁職員の対応 18
8.	調査の経過及び調査過程における問題点 25
9.	是正措置の状況 36
II	その他の事案についての調査結果
1.	事案の概要及び件数 37
2.	事案の内容の詳細 39
3.	その他 42
III	今般の事案発生の構造的背景と再発防止策
1.	今般の事案発生の構造的背景 43
2.	再発防止策 45
IV	むすび 51
	別添資料

I 免除等の不適正事案についての詳細調査等の結果

1. 不適正事案の件数

先般の全件調査の結果、以下の不適正な事例が明らかとなっている。

		事務所数 (該当事務局数)	件数 (うち17年度分)
【不適正処理類型(1)】 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの 66事務所 (24事務局)	①本人に免除等承認の通知をしたもの	38事務所 (12事務局)	97,915件 (75,525件)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	47事務所 (20事務局)	91,577件 (65,938件)
【不適正処理類型(2)】 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの 88事務所 (23事務局)	①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	58事務所 (17事務局)	21,707件 (14,098件)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	48事務所 (16事務局)	11,388件 (8,684件)
合 計		116事務所 (31事務局)	222,587件 (164,245件)

※「17年度分」は、平成17年7月～平成18年6月分保険料について平成17年7月～平成18年4月に入力処理を行った不適正な事務処理の件数であり、全体の件数は、これに平成17年4月～6月分保険料について平成17年4月～平成18年4月に入力処理を行ったものを加えたものである。

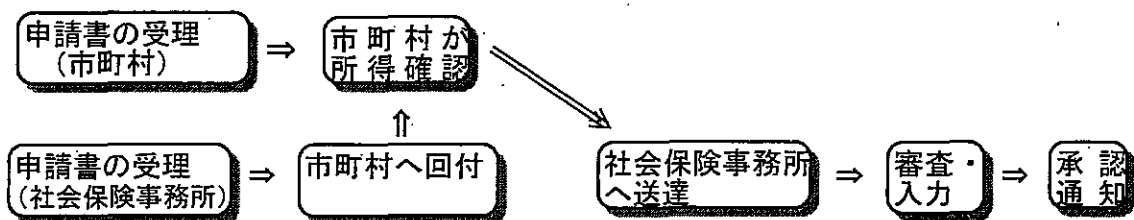
※同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある。

※免除等の制度及び事務処理の概要については、別添1参照。

2. 不適正処理の詳細類型

国民年金保険料の免除等の通常の事務処理では、市町村が申請書を受理し、税情報に基づく所得情報を記入した上で、社会保険事務所へ送達し、社会保険事務所では審査の上、入力し、承認通知を発送する。

また、社会保険事務所が申請書を直接受理した場合も、市町村に回付して、市町村による所得確認を受けてから、以後、同様の処理を行うこととなっている。



今般の不適正な事務処理は、このうち、社会保険事務所が、正規の申請書を受理せずに、その後の処理を進めたものであるが、各事務局・事務所で独自に考案した多様な手法があり、これを詳細に類型化して分類すると、以下のとおりである。

(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの

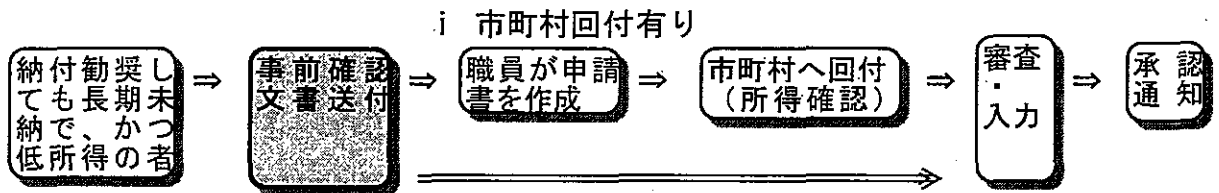
①本人に免除等承認の通知をしたもの

ア【事前確認文書型】

- ・社会保険事務所で免除等の手続を行うことと、申請を希望しない場合には連絡をいただきたいという趣旨の意思確認文書を事前に送付し、回答のなかった被保険者に対して、申請意思ありと見なして、免除等の承認を行い、本人に通知する方式。
- ・この方式をとった事務所には、事前確認文書を送付することにより、本人の申請意思を確認できることから許容範囲ではないかとの考えで行ったところもあるが、このような事前文書を送っても、申請意思を確認したことにはならず、不適正な事務処理である。

(事前確認文書の例)

『(前略)このまま国民年金保険料を納めないでいくと、将来受け取る年金額が少なくなるばかりでなく、不慮の事故による障害年金、遺族年金が受給できなくなることもあります。保険料免除が承認された期間については、将来受給できる年金額の3分の1が国庫負担分として保障されるなど、あなたにとって大きなメリットになりますので、当事務所において免除の手続を行いたいと考えております。つきましては、当事務所で行う保険料免除手続を希望されない方は、平成17年〇月〇日までに、下記国民年金担当課へご連絡ください。ご連絡がない場合は、国民年金保険料免除申請をご了解いただいたものとして手続を進めさせていただきます。(後略)』



ii 市町村に回付せず直接入力

- i 通常の処理である市町村への回付をしたもの(19事務所)
 - ・ 浜松東、浜松西、沼津、三島、掛川(静岡)、津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢(三重)、今里、天王寺[大阪市内分]、市岡、天満、淀川、堺西(大阪)、松山東(愛媛)、長崎北(長崎)、鹿屋(鹿児島)
- ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力をしたもの(8事務所)
 - ・ 中野、墨田(東京)、千葉、松戸、佐原(千葉)、守口、八尾(大阪)、諫早(長崎)

- ※ i のうち、淀川では、事前確認文書の送付が、市町村回付の後。
 浜松西、三島、掛川では、市町村回付の前に入力したものが、三島、
 天満、松山東では、事前確認文書の送付の前に入力したものが、(こ
 れらの場合、適合しない場合は入力を取り消す)
- ※ ii のうち、八尾では、事前確認文書の送付が、審査入力の後。

イ【事後案内文書型】

- ・ 本人の意思の確認ができないまま、免除等の承認を行い、「ご連絡をいただければ承認の取消しを行います」という趣旨を記載した案内文書を、承認通知書に同封して、本人に送付したもの。
- ・ この方式は、本人の申請意思に反していれば取り消すという考えで行われているが、本人の申請に基づくとした法律の規定に反する不適正な事務処理である。

(事後案内文書の例) (免除承認通知のハガキを同封)

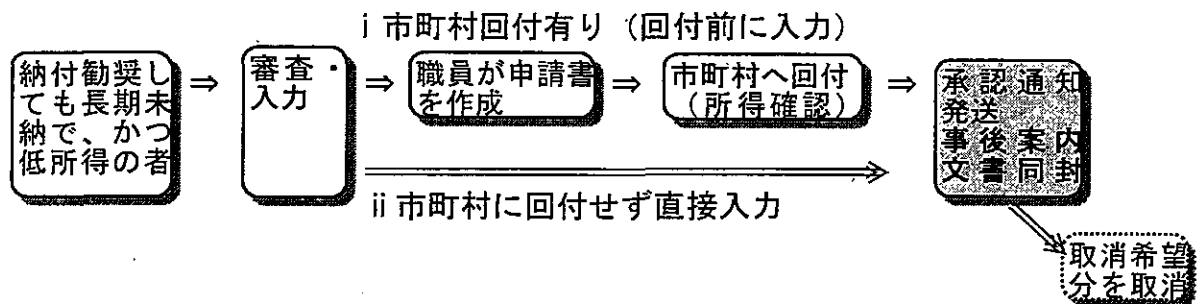
『 昨年、国民年金保険料免除・若年者納付猶予申請のご案内をしましたが、保険料の納付が無く、申請書のご提出もいただけませんでしたので、関係する機関へ国民年金保険料免除に該当する方かどうかの照会をしました。

照会した結果、あなた様は、同封ハガキのとおり国民年金保険料全額免除に該当することが確認できました。

つきましては、免除承認処理を進めさせていただきますので、ご承知おさきくださいますようよろしくお願いいたします。

免除承認期間については、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な25年の期間に含まれるばかりでなく、万一の病気やケガ、死亡などの時にも非常に有利な期間となります。

なお、全額免除の承認をご希望されない方は、お手数ですが下記の届書(国民年金保険料免除取消申請書)を管轄の社会保険事務所へご提出いただきますようお願いいたします。』



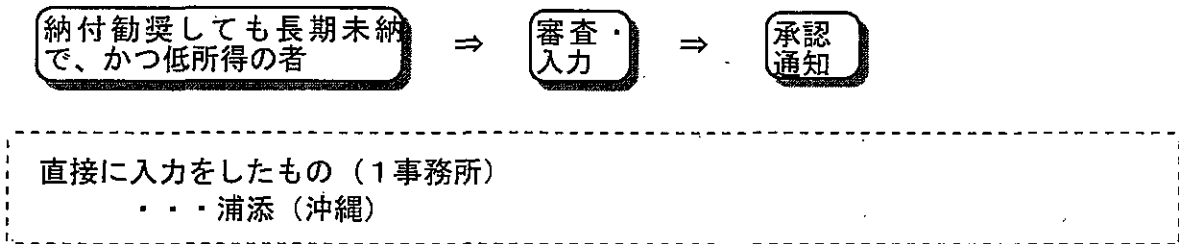
i 通常の処理である市町村への回付をしたが、回付前に入力したもの (2事務所)
 ・ ・大垣 (岐阜)、 平野 (大阪)

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力したもの (7事務所)
 ・ ・上京、中京、下京、京都南 (京都)、
 天王寺 [大阪市以外分]、貝塚、堺東 (大阪)

※天王寺は、承認通知発送後に入力。

ウ【単純型】

- ・市町村からの所得情報に基づき、対象者を選定の上で、直接入力し、承認通知を発送したものの。



（注）このほか、誤入力により、本人の申請なしに承認したのものがある。

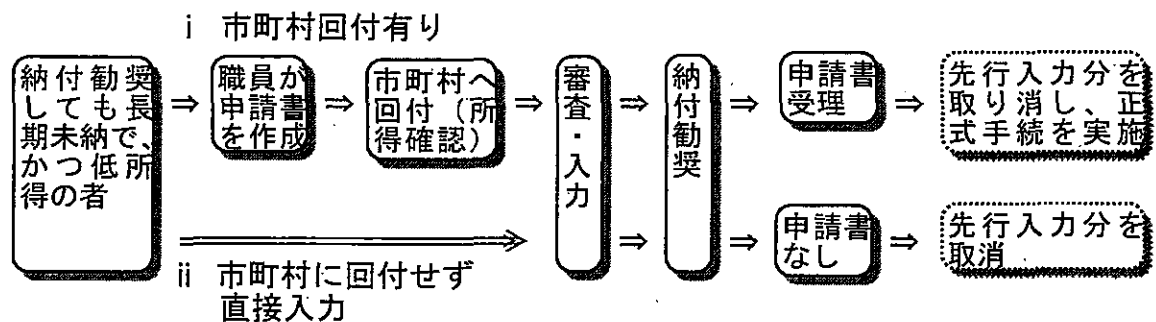
- ・外国人のために、先に職員が申請書を作成し、当該申請書に本人のサイン等をしてもらってから、正規の処理として入力へ進む手順としていたところ、本人のサイン等を受けていないものの一部を、本人のサイン等を得たものと一緒に、誤って入力処理してしまい、承認通知を発送してしまったもの。

（1事務所） ・ ・ ・ 浜田（島根）

②本人に免除等承認の通知をしていないもの

ア【先行入力型】

- ・本人の意思確認ができないまま、先に免除等の入力処理をした上で、納付勧奨を行い、本人から申請書が提出された場合、いったん承認取消処理をしてから、正規の処理を行い、本人から申請書が提出されなかった場合は、承認取消処理をしたもの。
- ・納付率等の月次管理をする中で、先行入力をした上で、本人からの申請書が提出されなければ、後で取り消すことから、被保険者には迷惑をかけないと考えた行為であるが、不適正な事務処理である。



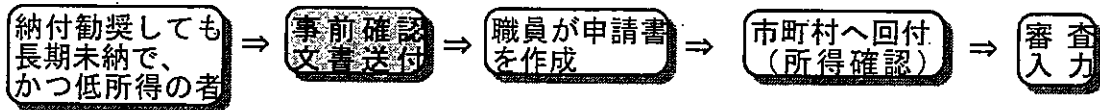
i 通常の処理である市町村への回付をしたもの（1事務所）
 ・ ・ 青森（青森）

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接に入力をしたもの（17事務所）
 ・ ・ 苫小牧（北海道）、弘前（青森）、鷹巣（秋田）、石巻（宮城）、
 前橋（群馬）、浦和、熊谷、大宮、春日部（埼玉）、幕張（千葉）、
 竜王（山梨）、静岡（静岡）、奈良（奈良）、東大阪、八尾（大阪）、
 尼崎（兵庫）、那覇（沖縄）

イ【事前確認文書型（承認通知なし）】

- ①アの事前確認文書型で作業を進めていたものの、不適正処理の認識その他の理由により、途中で承認通知をとりやめたもの。

（三重の4事務所は、承認期間が平成17年7月以降の分の承認通知書のみを送付し、平成17年4～6月分の承認通知書を送付しなかったもの。）



（11事務所）・・・静岡、沼津（静岡）、津、四日市、松阪、伊勢（三重）
 大手前、堀江、福島、城東（大阪）、松山東（愛媛）

※沼津は、事前確認文書の送付前に入力。

ウ【入力後取消型】

- 本人の意思確認ができないまま、いったん免除等の入力処理をした後で、早期に、そのまま取り消したもの。

（京都は、いったん（1）①イの方式で入力したもののうち、事務所で精査する段階で、通知送付が適切でない判断したものを、事後に取消処理。）

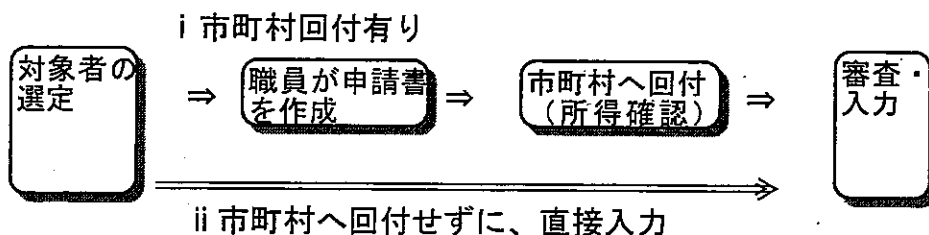


（9事務所）

・・・所沢（埼玉）、横浜西（神奈川）、島田（静岡）
 上京、中京、下京、京都南、京都西（京都）、尼崎（兵庫）

エ【単純型】

- 本人の意思確認ができないまま、免除等の入力処理をし、承認通知は行わなかったもの。
- 主として、職員の独断で、目標達成が難しい、あるいは遠隔地で連絡がとりにくいなどの理由で、数件から数十件程度の小規模で行われた事例で生じている。



i 通常の処理である市町村への回付をしたもの(1事務所)
・宇和島(愛媛)

ii 通常の処理である市町村への回付をせずに、直接入力したもの(3事務所)
・水戸南(茨城)、松山西(愛媛)、諫早(長崎)

(注) このほか、誤入力により、本人の申請なしに承認したものがある。
・先に職員が申請書(及びOCR)を作成し、当該申請書に本人の押印をしてもらってから、正規の処理として入力へ進む手順としていたところ、本人の押印をしてもらっていないものの一部を、誤って入力処理してしまい、その一部について取消処理が遅れたもの。

(1事務所)・新潟西(新潟)

(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの

- ・職員が申請書を代筆していること以外は、通常の業務の流れと同じ。
- ・自署又は記名押印を定めた国民年金法施行規則の手続に反する。
- ・この類型については、次の詳細類型がある。

①申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの

②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの



① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの(58事務所)

- ・北見(北海道)、青森、弘前(青森)、高崎(群馬)、浦和、熊谷、川越、大宮(埼玉)、佐原(千葉)、日本橋、八王子(東京)、新潟西(新潟)、長野南、伊那、長野北(長野)、大垣(岐阜)、静岡、浜松東、浜松西、沼津、三島(静岡)、大曾根、鶴舞、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、刈谷(愛知)、下京、京都南(京都)、大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、吹田、堺西(大阪)、松山西、今治、宇和島、松山東(愛媛)、佐賀(佐賀)、熊本西(熊本)、コザ、名護、石垣、浦添(沖縄)

② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの(48事務所)

- ・東北福島(福島)、水戸南、土浦、日立、下館、水戸北(茨城)、高崎(群馬)、浦和、川越、大宮(埼玉)、千葉、佐原、松戸(千葉)、新潟西、三条、柏崎(新潟)、岐阜南、美濃加茂(岐阜)、笠寺、熱田、昭和、名古屋北、半田、豊田(愛知)、大津、彦根、草津(滋賀)、天王寺(大阪)、尼崎、明石、豊岡、西宮(兵庫)、奈良(奈良)、松山西、今治、宇和島、松山東(愛媛)、高知東、幡多、南国、高知西(高知)、佐賀、武雄(佐賀)、熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名(熊本)

3. 事案発生経過

- ① 国民年金の保険料の収納対策の強化を図るため、平成16年10月に、国民年金の保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）を策定した。

このような中で、平成17年度分の免除手続が開始された平成17年7月には、いくつかの事務所で、「不適正処理類型（2）」が着手されている。

- ② また、平成16年の国民年金法改正が施行されて、平成16年10月には、各社会保険事務所において市町村から所得情報の提供を受けることが法律上可能となり、実際には、平成17年秋頃から、順次、実現している。

一方、平成16年度の現年度分の納付率が63.6%と対前年度0.2%アップにとどまったことから、平成17年9月には、本庁より各事務局・事務所に対し、平成17年度の行動計画の改定を指示し、11月には、11月～12月を「緊急対策月間」と位置付け、12月末までの事務所毎の改善目標の設定、週次の進捗管理や、全所体制での対策など、保険料収納対策の強化を指示した。

今般の不適正処理は、そのような時期の11月、12月に集中して発生しており、地道な努力に全力を尽くして実績を上げた事務所がある中で、不適正な方法をとった事務所が生じたものである。

- ③ 事務所別の不適正処理の開始時期を整理すると、以下のとおりである。

	【不適正処理類型（1）】 申請意思を確認しないまま承認	【不適正処理類型（2）】 電話等により申請意思を確認し、職員が申請書を代筆して承認	備考
17年 7月		5事務所 北見（北海道）、長野南（長野）、宇和島（愛媛）、熊本西（熊本）、コザ（沖縄）	○平成17年度分の免除手続の開始
9月		3事務所 松山東、今治（愛媛）、石垣（沖縄）	○本庁より各事務局・事務所に対し、17年度の行動計画の改定を指示
10月	1事務所 宇和島（愛媛）	4事務所 長野北（長野）、大垣（岐阜）、三島（静岡）、松山西（愛媛）	
11月	15事務所 鷹巣（秋田）、津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢（三重）、今里、天王寺、貝塚、東大阪（大阪）、松山東（愛媛）、	33事務所 東北福島（福島）、土浦（茨城）、浦和（埼玉）、日本橋、八王子（東京）、浜松東、沼津（静岡）、熱田、昭和（愛	○本庁が11月～12月を「緊急対策月間」と位置付け、保険料収納対策の強化を指示

	長崎北（長崎）、鹿屋（鹿児島）、那覇、浦添（沖縄）	知、大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺西（大阪）、奈良（奈良）、高知東、幡多、南国、高知西（高知）、佐賀、武雄（佐賀）、熊本東、本渡（熊本）、浦添（沖縄）	○本庁より各事務局・事務所に対し、12月末までの改善目標の設定を指示。月次の進捗管理を週次単位に強化
12月	29事務所 弘前（青森）、石巻（宮城）、前橋（群馬）、浦和（埼玉）、千葉、佐原、松戸、幕張（千葉）、新潟西（新潟）、静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、三島、掛川（静岡）、上京、中京、下京、京都南、京都西（京都）、城東、八尾、平野、堺東（大阪）、尼崎（兵庫）、奈良（奈良）、松山西（愛媛）、諫早（長崎）	23事務所 高崎（群馬）、大宮（埼玉）、千葉、佐原、松戸（千葉）、新潟西（新潟）、浜松西（静岡）、大曾根、鶴舞、笠寺、名古屋北、半田、刈谷、豊田（愛知）、大津、彦根、草津（滋賀）、天王寺、堺東、吹田（大阪）、八代、玉名（熊本）、名護（沖縄）	
18年 1月	7事務所 熊谷、大宮、春日部、所沢（埼玉）、墨田（東京）、大垣（岐阜）、守口（大阪）	2事務所 下館（茨城）、美濃加茂（岐阜）	○本庁より各事務局・事務所に対し、17年度末の必達納付率の設定を指示
2月	3事務所 水戸南（茨城）、竜王（山梨）、市岡（大阪）	7事務所 水戸南、水戸北（茨城）、川越（埼玉）、伊那（長野）、岐阜南（岐阜）、京都南（京都）、尼崎（兵庫）	
3月	9事務所 苫小牧（北海道）、横浜西（神奈川）、大手前、堀江、天満、淀川、福島、堺西（大阪）、浜田（島根）	6事務所 弘前（青森）、三条、柏崎（新潟）、明石、豊岡、西宮（兵庫）	○本庁より各事務局に対し、京都事務局の事案を契機とした調査を行い、注意喚起
4月	2事務所 青森（青森）、中野（東京）	5事務所 青森（青森）、日立（茨城）、熊谷（埼玉）、静岡（静岡）、下京（京都）	

（注）不適正処理類型（2）の処理については、上記の各事務所における実施開始時期以前に、被保険者からの依頼に職員が個々に応じることにより類似の処理が実施されていたとの報告がある。（今治、松山東（愛媛）及び武雄（佐賀））

4. 発案と拡大のプロセス

(1) 事務所による独自の発案

不適正処理類型（１）の処理を行った事務所 6.6 か所中 3.4 か所が、不適正処理類型（２）の処理を行った事務所 8.8 か所中 2.7 か所が、当該事務所において独自に不適正処理を発案し、実行している。

(2) 事務局による独自の発案

次の 7 事務局においては、事務局が不適正処理の実施を発案し、管内事務所に対し実施を指示する等により、管内事務所（3.7 か所）で行われるようになったと認められる。

① 不適正処理類型（１）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
千葉	平成 17 年 11 月に事務局課長が千葉事務所を訪問した際、独自に整理した未申請者への対応手法の一つとして、不適正処理についての説明・提案が事務局より行われたことから、当該事務所において実施されることとなった。
三重	平成 17 年 11 月の臨時事務所長会議において、事務局からその発案による処理方法を提案し、実施方針を決定した。 以降、この決定に従って、管内の全 5 事務所において実施された。
京都	平成 17 年 12 月、事務局において、その発案により不適正処理の実行に着手した。 その後、事務局課長が各事務所長の了解を電話で取り付け、不適正処理のほとんどの過程を、事務局の共同事務センターにおいて実施した。

② 不適正処理類型（２）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
青森	平成 18 年 2 月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、事務局からの提案を受けて、電話確認により申請書を代筆してもよいと決定し、事務局長が事務所長に対して実施を指示した。 この結果、管内 4 事務所中 2 事務所において実施された。
千葉	平成 17 年 11 月に事務局課長が千葉事務所を訪問した際、独自に整理した未申請者への対応手法の一つとして、不適正処理についての説明・提案が事務局より行われたことから、当該事務所において実施されることとなった。

滋 賀	<p>事務局長が発案した処理方法を、平成17年11月の事務局幹部・事務所長参加の会議に提案し、実施方針を決定した。</p> <p>その後、事務局が実施マニュアルを作成し、同年12月に事務所に送付した。</p> <p>この結果、管内の全3事務所において実施された。</p>
大 阪	<p>平成17年11月に、事務局の発案による不適正処理の実施方法を記載した事務局年金部年金調整課長名の文書を、各事務所長あてに発出したことから、管内21事務所中17事務所において実施された。</p>
高 知	<p>平成17年11月の事務局幹部・事務所長参加の会議において、事務局からの提案を受けて、不適正処理の実施を決定するとともに、その場で事務局から各事務所長に対し指示がなされた。</p> <p>この結果、管内の全4事務所において実施された。</p>

(3) 取組例の伝播による不適正処理の拡大

次の事務局においては、事務局が不適正処理の先行例を参考にして実施し、又は事務局が先行事務所に倣った処理を他の事務所に指導・指示若しくは情報提供したことにより、不適正処理が拡大したと認められる。

①不適正処理類型(1)の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
埼 玉	<p>浦和事務所において、平成17年12月から不適正処理が行われた。</p> <p>その後、特に納付率の向上を図る必要があると判断される事務所に対し同様の処理を行うよう埼玉事務局が指導した結果、管内7事務所中5事務所において実施された。</p>
岐 阜	<p>大垣事務所において、平成17年12月、長崎における取組情報を得て、不適正処理に着手した。</p>
静 岡	<p>浜松東事務所において、不適正処理の実施について、平成17年10月に事務局の了承を得て実施した。(他県の取組情報を得たとの報告もあったが、これに該当する取組は確認できなかった。)</p> <p>その後、事務局において他の事務所に対して同様の処理を行うよう指導した結果、管内9事務所中7事務所において実施された。</p>
大 阪	<p>天王寺事務所において、平成17年11月中旬から、事務局の了承を得て、不適正処理が実施された。同時期に、東大阪事務所においても、独自の不適正処理が開始された。また、今里事務所においては、同月下旬から、事務局の示唆を受けて、天王寺事務所や東大阪事務所とは異なる方法により不適正処理が実施された。同じく同月下旬に、貝塚事務所において、天王寺事務所に倣った処理が開始された。</p> <p>以降、管内の12事務所において、これらの事務所の取組情報を各事務所から直接に若しくは事務局や他の事務所を通じて入手したり、又は独自に発案することにより、不適正処理が実施された結果、管内21事務所中16事務所において行われるに至った。</p>

長 崎	<p>長崎北事務所において、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を得たとして、平成17年11月から不適正処理を実施した。</p> <p>また、諫早事務所においては、同年10月中旬に長崎北事務所からその情報を聞き、その後事務局を通じて長崎北事務所における具体的方法の情報提供を受け、同年12月から実施した。</p>
-----	--

② 不適正処理類型（2）の場合

事務局名	発案・拡大のプロセス
茨 城	<p>土浦事務所において、平成17年11月末頃に、関西方面（具体的な事務局名は不明）で申請の電話受付を行っているとの情報を基に、不適正処理の実施を決定した。下館事務所においては、平成18年1月末に、独自に不適正処理の実施を決定している。</p> <p>同年2月には、事務局がこれら2事務所の報告を受けてこれを追認した。さらに、同月、水戸北事務所において、管内他事務所から情報を得て、不適正処理を実施した。その後、事務所参加の会議において、事務局が管内での取組を了承したことにより、最終的には管内全事務所において不適正処理が行われた。</p>
埼 玉	<p>大阪において電話確認による申請代行を行っているとの情報を基に、平成17年11月中旬以降、特に納付率の向上を図る必要があると判断される事務所に対し、埼玉事務局が不適正処理の実施を指示したことから、浦和事務所、熊谷事務所及び大宮事務所において実施された。</p> <p>また、川越事務所においては、浦和事務所が事務局の支援の下で申請書の代筆を行っているとの情報を得て、平成18年2月から不適正処理を実施した。</p>
新 潟	<p>三条事務所において、平成18年2月下旬に、独自に不適正処理の実施を決定した。</p> <p>柏崎事務所においては、同月、三条事務所の取組情報を得て、3月から不適正処理を実施した。</p>
岐 阜	<p>大垣事務所において、平成17年10月上旬から独自の判断で不適正処理を実施した。</p> <p>同月中旬以降、事務局がこの処理が許される範囲のものであるとの見解を示したことから、管内の他の2事務所でも行われた。</p>
静 岡	<p>三島事務所において、電話勧奨の応援に来た事務局幹部の被保険者本人からの依頼への対応を基に、平成17年10月から不適正処理を実施した。</p> <p>また、浜松東事務所においては、他県の取組情報（具体的な事務局名は不明）を得たとして、同年11月から不適正処理を実施した。</p> <p>このほか、浜松西事務所及び沼津事務所においては、先行事務所の取組情報を得て、静岡事務所においては、独自の発案により、不適正処理を実施した。</p>